

会 費 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県発明協会（以下「本会」という。）定款第8条の規定による会員の会費の額及び納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 正会員の会費（年額）は、下表の中欄に掲げた基準により区分した左欄の会員区分に応じて、それぞれ当該右欄に掲げた金額のとおりとする。

会 員 区 分		基 準	会費（年額）
個人会員	第1種	相当規模の事業を行っている個人	30千円
	第2種	第1種以外の個人	10千円
団体会員	第1種	資本金10億円以上若しくは従業員1,000人以上の法人又はこれに準ずるもの	100千円
	第2種	資本金1億円以上10億円未満若しくは従業員300人以上1,000人未満の法人又はこれに準ずるもの	50千円
	第3種	第1種及び第2種以外の法人又はこれに準ずるもの	30千円

2 賛助会員の会費（年額）は、1口 50千円とする。

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、5月末日までに、会費（年額）の全額を納付しなければならない。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、本会の指定する金融機関に振り込むものとする。

2 会費の納入に関する振込手数料は、会員の負担とする。

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

2 前項の会費の納入は、本会から入会承認の通知を受けた日から10日以内とする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成23年6月14日から施行する。

3 第2条の規定にかかわらず、社団法人発明協会埼玉県支部所管の会員であった者で同支部の平成22年度会費として、平成23年9月分以降まで完納したものに係る平成23年度の会費にあっては、同条に定める年額の半額とするものとする。

4 第3条の規定にかかわらず、平成23年度の会費の納期限は、6月末日とする。